

令和7年3月21日

県所管 障害者支援施設・障害児入所施設・共同生活援助事業所・短期入所事業所・宿泊型自立訓練事業所 管理者各位

神奈川県福祉子どもみらい局
福祉部障害サービス課

社会福祉施設等施設整備費の国庫補助（非常用自家発電設備・水害対策の大規模修繕等）に係る協議に向けた事前意向調査について（通知）

本県の障がい福祉行政の推進につきましては、日頃より格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、例年、国の当初予算において、社会福祉施設等施設整備費（国庫補助）により障害福祉サービス事業所等の非常用自家発電設備・水害対策のための大規模修繕等の整備についての補助等が実施されているところです。

つきましては、令和8年度当初予算における補助事業の活用に係る事業所等の意向等を把握するため、別紙の記載事項を御確認いただき、活用の意向がある場合は期日までに御回答いただけますようお願いいたします。

本事業の実施は国の令和8年度当初予算の動向によるため、現時点で実施は未定であることに御留意ください。また、実施となった場合も、国及び県の予算措置により不採択となることもありますので、御承知おきください。

■ 提出資料

別記調査表、添付資料

■ 回答期日

令和7年5月21日(水) 17時00分まで

- ※ 本補助金の活用を希望しない事業所等は回答不要です。
- ※ 補助協議の対象は工事を行うもので施設に固着するものに限ります。
(備品購入は対象外)

問合せ先
障害サービス課福祉施設グループ 浅田・安井
電話 045-285-0738
メール shisetsu-koubo@pref.kanagawa.lg.jp

■ 意向調査対象事業

1. 災害による停電時に電源確保の必要性が高い入所施設等において非常用自家発電設備の整備を行うもの

(1) 対象事業

「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」（平成17年10月5日）1の(2)、(8)③に基づき整備（既存設備の増設・改造を含む。）を行うものを対象とすることとし、特に市町村から福祉避難所の指定を受けているもの、または、事業完了の日までに福祉避難所の指定を受ける見込みのものを優先的に採択する。

※ 500万円以上の事業（ただし、入所施設における施設付帯設備の改造は1,000万円以上）を対象とします。

(2) 対象施設

- ・障害者支援施設・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設・共同生活援助事業所・短期入所事業所・宿泊型自立訓練事業所

【備考】

- 非常用自家発電設備の整備については、防災基本計画（令和6年6月 中央防災会議）において、「病院、要配慮者に関する社会福祉施設等の人命に関する重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。」とされているので、御留意ください。
- 当該設備の設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等に備え、屋上等に設置する等、安全面に御留意いただきたい。
- 非常用自家発電設備の整備にあたっては、発電機や切替盤自体の耐震性能の確保（アンカーボルトの固定）が必要になります。なお、耐震性能が確保されているかは、施工業者から「建築設備耐震設計・施工指針」に基づき算出された耐震計算書等を提供してもらうなどして確認してください。

2. 洪水浸水想定区域（水防法第十四条）等危険区域に所在する施設の安全を確保する観点から、入所施設等において水害対策のための大規模修繕や移転改築等の整備を図るもの

障害者支援施設等における水害対策を推進するため、水害対策のための施設整備事業を行うこととしており、その事業内容については以下のとおりとする。

(1) 対象事業

障害者支援施設等において行われる水害対策のための施設整備事業であって、大雨等の災害に備えて、利用者が円滑で安全な避難を行うために必要な整備

(例)

- ・エレベーター未設置施設へのエレベーター設置工事
- ・車椅子での迅速な避難を促進するための、スロープ設置工事
- ・施設の安全な場所に避難するために、利用者や職員が避難できるような十分なスペース確保のための改修工事

- ・非常用自家発電設備等の電気設備を水害から守るために、施設の屋上等に移設するための工事
- ・施設の出入り口からの浸水や土砂流入を防ぐための止水板等の設置工事
- ・洪水浸水想定区域（水防法第十四条）等危険区域に所在する施設の安全を確保する観点から、入所施設等において水害対策のための移転改築整備を図るもの

※ 500万円以上の事業（ただし、入所施設における施設付帯設備の改造は1,000万円以上）を対象とします。

(2) 対象施設（対象区域内に所在する以下の施設）

- ・障害者支援施設・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設・共同生活援助事業所・短期入所事業所・宿泊型自立訓練事業所

※ 対象区域

- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条により、都道府県知事が指定した土砂災害警戒区域又は同法第9条により都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域内に所在する施設
- ・水防法第14条により、都道府県知事が、洪水浸水想定区域として指定した区域内に所在する施設
- ・水防法第14条の2により、都道府県知事又は市町村長が、雨水出水浸水想定区域として指定した区域内に所在する施設
- ・水防法第14条の3により、都道府県知事が、高潮浸水想定区域として指定した区域内に所在する施設
- ・津波防災地域づくりに関する法律第53条により、都道府県知事が指定した津波災害警戒区域又は同法第72条により都道府県知事が指定した津波災害特別警戒区域内に所在する施設
- ・地すべり等防止法第3条により、主務大臣が指定した地すべり区域又は地すべり防止区域内に所在する施設
- ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条により、都道府県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域内に所在する施設
- ・その他、水害における被害の発生の危険性が認められ、各自治体の地域防災計画等により指定されている施設

【備考】

- 水害対策強化整備にあたっては、対象区域を必ず御確認ください。

3. 災害による断水時に、飲料水・生活用水の確保の必要性が高い入所施設等において給水設備の整備を行うもの

(1) 対象事業

「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」（平成17年10月5日）1の（2）、（8）④に基づき整備（既存設備の増設・改造を含む。）を行うものを対象とすることとし、特に市町村から福祉避難所の指定を受けているもの、または、事業完

了の日までに福祉避難所の指定を受ける見込みのものを優先的に採択する。

※ **500万円以上の事業**（ただし、入所施設における施設付帯設備の改造は**1,000万円以上**）を対象とします。

(2) 対象施設

- ・障害者支援施設・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設・共同生活援助事業所・短期入所事業所・宿泊型自立訓練事業所

【備考】

- 当該設備の設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等に備え、屋上等に設置する等、安全面に御留意いただきたい。
- 給水設備の整備にあたっては、当該設備自体の耐震性能の確保（アンカーボルトの固定）が必要になります。なお、耐震性能が確保されているかは、施工業者から「建築設備耐震設計・施工指針」に基づき算出された耐震計算書等を提供してもらうなどして確認してください。

4. グループホームにおける大規模改修として、停電時に備えた外部給電を受けるために必要となる設備の改修及び蓄電設備の設置に係る改修工事を行うもの

(1) 対象事業

「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」（平成17年10月5日）1の(10)に定めるグループホーム改修整備を活用し、停電時に備えた外部給電を受けるために必要となる設備の改修及び蓄電設備の設置に係る改修工事を行うもの

※ **総事業費30万円以上1,000万円以内の事業を対象とします。**

(2) 対象施設

- ・共同生活援助事業所

【備考】

- 蓄電設備の整備については、防災基本計画（令和6年6月 中央防災会議）において、「病院、要配慮者に関する社会福祉施設等の人命に関する重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。」とされているので、御留意ください。
- 当該設備の設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等に備え、屋上等に設置する等、安全面に御留意いただきたい。
- 蓄電設備の整備にあたっては、当該設備自体の耐震性能の確保（アンカーボルトの固定）が必要になります。なお、耐震性能が確保されているかは、施工業者から「建築設備耐震設計・施工指針」に基づき算出された耐震計算書等を提供してもらうなどして確認してください。

《留意事項》

- 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金のスキームで行います。
(負担割合 国：1/2 県：1/4 事業者：1/4)
 - ※ 県の予算状況や、国との協議の結果、大幅な減額又は不採択となる可能性もありますので、御注意ください。
 - ※ また、営利法人等の場合、申請等の際、総事業費から補助対象事業に対する寄付金その他の収入を控除した額を対象経費の実支出額と比較して、交付額を算定していくことになりますので、御注意ください。
- 整備区分は「大規模修繕等」として扱います。
- 法人において、令和8年度予算で対応が可能で、当該年度中に県の完成検査までが終了予定の事業（流れは、原則年度内に[施設から県への協議→県から国へ協議→国から県への内示→施設から県への交付申請→県の交付決定→工事契約]になる。）とします。
- 県の交付決定前に事業着手（契約）したものは、国庫補助の内示があった場合でも、本事業の対象外となります。
- 本事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続きの取扱いに準拠します。
- 提出は施設・事業所単位としますが、併設・多機能型は一括していただいて構いません。ただし、グループホームの場合は住居ごとに行うこととします。
- 賃貸等により事業を運営している場合は、貸主や地権者等と必ず相談いただき、工事の許可を得られていることが必要です。
- ※ 複数の応募があった場合、以下のとおり優先順位を設定します。
 - (非常用自家発電整備)
市町村から福祉避難所の指定を受けているもの、または、事業完了の日までに福祉避難所の指定を受ける見込みのものを優先的に採択します。
 - (その他)
施設種別、利用者の状態像をもとに、県で優先順位を設定します。
- ※ 同一法人が運営する既存事業所において、障害者総合支援法（以下、法）第48条第1項及び児童福祉法（以下、児法）第21条の5の22第1項に基づく監査を受け、法第49条第1項及び第2項並びに児法21条の5の23第1項に基づく勧告又は、法第50条第1項及び第3項並びに児法21条の5の24第1項に基づく行政処分を受けた法人は、当該勧告等を受けてから5年間は対象外です。
- ※ 本事業が実施となった場合、同一法人が運営する既存事業所について、応募期限までの間に県障害サービス課監査グループをはじめとする行政機関から虐待認定や書面で指導を受けており改善措置が完了していない場合は、原則補助対象外となります。
- ※ 応募受付後であっても、上記と同様の処分等を受けた場合は、応募を取り消す場合があります。
- ※ 県では、脱炭素化に向けた取組を推進しており、当該工事を行う場合においては脱炭素化に御配慮ください。

《提出書類》

- 別記「調査表」、添付資料※

※ 添付書類

1 指定様式のもの

- ① 補助対象外経費チェックリスト
- ② 工事費費目別内訳表（見積3社分）
- ③ 整備の必要性と整備の内容について

2 任意様式のもの

- 見積書（3社分）
- カタログ（非常用自家発電設備、外部給電設備、蓄電設備の整備の場合）
- 立面図、平面図、配置図

《補助対象事業について》

平成17年10月5日社援発第10055006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」に沿ったものであること。

《補足事項》

- 国の当初予算の動向により本補助事業が実施されない場合もありますので、御留意ください。
 - 国から協議通知が発出され、本事業の実施が決定した場合は、本意向調査にて御回答があった事業所等に対し、正式な協議手続きについて個別に連絡をいたします。
- ※ 本意向調査結果を踏まえ、県の予算積算を行いますので、調査に未回答であった事業所は対象外となります。また、国との協議時に、本調査で御回答のあった整備事業を変更することはできませんので御留意ください。

- 回答方法：メールにて送付
- 提出先：（メール）shisetsu-koubo@pref.kanagawa.lg.jp 浅田・安井あて
※ メールの題名に「施設整備意向調査 ○○（法人名）」と記載してください。
- 回答期日：令和7年5月21日（水）17時00分
※ 財産処分に係る制限等の制約等も踏まえて御検討ください。